

第六十三回 参議院社会労働委員会會議録第六号 (刷り直しの分)

昭和四十五年三月二十四日(火曜日)
午後一時二十九分開会

出席者は左のとおり。

委員長 佐野 芳雄君
理事 上原 正吉君
鹿島 俊雄君
渋谷 邦彦君

委員 黒木 利克君
高田 浩運君
山崎 五郎君
山下 春江君
占部 秀男君
藤原 道子君
柏原 ヤス君
中沢伊登子君

衆議院議員
社会労働委員長
代理理事 佐々木義武君

政府委員
厚生政務次官
厚生省環境衛生
局長 金光 克己君
厚生省医務局長
松尾 正雄君

事務局側
常任委員会専門
員 中原 武夫君

説明員
厚生省社会局保
護課長 宮嶋 剛君

本日の会議に付した案件

○柔道整復師法案(衆議院提出)

○建築物における衛生的環境の確保に関する法律

案(衆議院提出)
○社会保障制度等に関する調査
(生活保護に関する件)

○委員長(佐野芳雄君) たいだいまから社会労働委
員会を開会いたします。

柔道整復師法案(衆第六号)を議題といたしま
す。

提出者衆議院社会労働委員長代理理事佐々木義
武君から提案理由の説明を聴取いたします。佐々
木君。

○衆議院議員(佐々木義武君) たいだいま議題とな
りました柔道整復師法案の提案の理由を御説明申
上げます。

柔道整復技術は、日本において長い伝統のもと
に発達してきた非観血的徒手整復療法として、医
療の分野をにない、西洋医学の導入研究と相ま
ち、現代においても必要欠くべからざる治療技
術として国民大衆の支持を受けているのでありま
す。特に、政府管掌健康保険等については、施行
者団体と各種保険者との間に施術協定が締結さ
れ、社会保険の給付として広範に行なわれるよう
になってきているのであります。

かように、柔道整復師の場合は、その沿革等に
おいて、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅ
う師等とは異なる独自の存在を有しており、ま
た、その施術の対象もつばら骨折、脱臼の非観
血的徒手整復を含めた打撲、捻挫など新鮮なる負
傷に限られているのであります。

しかし、現状におきましては、柔道整復師も同
じ医業類似行為の範疇にあるといふことで、あん
摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道
整復師等に関する法律によって規制されているの
であります。

本案は、以上のような柔道整復師の実態にかん

がみ、現行のあん摩マツサージ指圧師、はり師、
きゅう師及び柔道整復師等に関する法律から柔道
整復師に関する規定をはずして、柔道整復師につ
いての単独法を制定し、柔道整復業の発展をはか
ろうとするものであります。

なお、この際、柔道整復の業務並びにあん摩、
マツサージ、指圧、はり、きゅう等の業務が一そ
う適正に行なわれるようにするため、罰則の強化整
備を行なうとともに、従来法令及び省令で定めら
れておりました一部の規定を法律の規定といた
す等所要の改正を行なおうとするものでありま
す。

以上が本法律案を提出いたしました理由及びそ
の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、す
みやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(佐野芳雄君) 本日は、本案に対する提
案理由の説明聴取のみにとどめておきます。

○委員長(佐野芳雄君) 次に、建築物における衛
生的環境の確保に関する法律案(衆第七号)を議
題といたします。

提出者衆議院社会労働委員長代理理事佐々木義
武君から提案理由の説明を聴取いたします。佐々
木君。

○衆議院議員(佐々木義武君) たいだいま議題とな
りました建築物における衛生的環境の確保に関す
る法律案につき、その提案理由並びに内容につ
いて御説明申し上げます。

わが国は近年、人口及び産業の都市集中、高度
の経済成長、建築技術の著しい進歩等によって、
建築物の高層化、巨大化が促進されるところに、
その数はますます増加する傾向にあります。

これらの多数の者が使用したまたは利用する建築
物の衛生状態を見ますと、その環境衛生の維持

向上について、必ずしも十分な配慮が払われてい
るとはいえず、空気調整設備の管理の不備による
生理的障害、伝染性疾患の発生、給水及び排水設
備や汚物処理設備の不備によるネズミやこん虫の
発生、その他悪臭や飲料水に起因する伝染病発生
の要因ともなり、多くの再検討すべき問題ををか
えているのであります。

このほか、最近、大都市中心部に次々と建設さ
れている地下商店街についても、公衆衛生上ある
いは災害予防の観点から幾多の問題を生じている
のであります。

したがって、国民の健康を保持増進するため、
建築物の環境衛生基準を設定し、当該建築物の管
理者がその基準を順守し、環境衛生を維持向上さ
せるための責務を負うべきものとするのは、急
務であると考えられるので、本法案を提出した次
第であります。

次に、その概要について御説明申し上げます。

第一に、この法律において「特定建築物」と
は、興行場、百貨店、店舗、事務所、学校、共同
住宅等の用に供される相当程度の規模を有する建
築物で、多数の者が使用し、または利用し、か
つ、その維持管理について環境衛生上特に配慮が
必要なものとして政令で定めるものを言います。

第二に、特定建築物の所有者等は、政令で定め
る建築物環境衛生管理基準に従って、その建物を
維持管理しなければならぬのであります。

この建築物環境衛生管理基準は、空気環境の調
整、給水及び排水の管理、清掃、ネズミ、こん虫
等の防除その他環境衛生上必要な措置について定
めるのであります。

第三に、特定建築物の所有者は、その建物の維
持管理を監督させるため、建築物環境衛生管理技
術者免状を有する者のうちから建築物環境衛生管
理技術者を選任しなければならないこととなつて

おります。

この建築物環境衛生管理技術者免状は、厚生大臣が指定した講習会の課程を終了した者または厚生大臣が行なう試験に合格した者に与えられるものであります。

第四に、特定建築物の所有者は、その建築物が使用されるに至ったときは、一カ月以内にその旨を都道府県知事に届け出るものとし、この届出を受けた都道府県知事は、政令で定める建築物については、その旨を都道府県労働基準局長に通知することとなっております。

第五に、都道府県知事は、特定建築物の維持管理が衛生管理基準に従って行なわれておらず、人の健康をそこない、またはそこなうおそれがあると認めるときは、その所有者等に対し、維持管理方法の改善を命じ、または当該建築物の使用または設備の使用を停止し、もしくは制限することができることとするものであります。

なお、先ほど申しました建築物環境衛生管理技術者は、この法律の施行の日から二年間は置かないことができることとなっております。

以上が本法律案の提案理由とそのおもな内容であります。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

なお、先ほど委員長の御許可を得ましたので、一言付言いたしたいと思います。

この両法律案は、衆議院におきましては、自由民主党、社会党、公明党、民社党及び日本共産党の各党合意の上、社会労働委員長が提出したものであります。したがって、満場一致で可決したものでございます。何とぞよろしく御願い申し上げます。

○委員長(佐野芳雄君) 本日は、本案に対する提案理由の説明聴取のみにとどめておきます。

○委員長(佐野芳雄君) 社会保障制度等に関する調査を議題とし、質疑を行ないます。

御質疑のある方は、順次御発言を願います。

○渋谷邦彦君 最近、社会問題の一つとして表面

化しつつあります生活保護のあり方について、当局の姿勢、また見解等をお伺いしたいと思うのであります。

昭和四十五年度の予算規模を見ましても、厚生省所管においては一兆一千三百五十億という膨大なものであり、また、その中に占める生活保護費というものは二億をこえるという状況でございます。したがって、当然国民の税金として扱われる場合には、これが適正に行なわれているかどうか、これが最大の焦点ではなからうかと思うのでございます。

そこで、第一にお尋ねしたいことは、厚生白書等によってもある程度は心得ているつもりでございますけれども、現状における生活保護のいわゆる世帯、あるいは人員の推移についてはどうなっているのか、まずそこからお尋ねをしたいと思います。

○政府委員(橋本龍太郎君) 御承知のとおり、非常に経済の伸展が著しい状況でありまして、また、わが国の人口動態も変化しつつあります。それだけにわが国の一時期を考えますと、飛躍的に働き得る能力を持つ方、また働きたいという意欲を持つ方々の職場が広がられております。またそれだけの賃金ベースも確保されるようになりまして、最近の傾向といたしましては、生活保護世帯または対象人員ともに次第に漸減の傾向を示しつつあります。こまかい数字等、もし御必要ありましたら事務当局からこまかく申し上げますが、現在生活保護を受けております人員は、昭和四十四年十月現在で百三十九万五千名、また世帯数は同じ四十四年の十月の時期で約六十六万世帯でありまして、最大のピークでありました昭和三十八年ぐらいと比べてみますと、大体六万人ぐらいたく減ってきている傾向でございます。その漸減してきております原因は、最初に申し上げましたとおり、わが国の経済の成長に伴いまして稼働する意思を持つ、また稼働する能力を持つ方々が生活保護の境遇を脱して、みずからの力によってみずからの生活をささえていかれる方

向に向かいつつある、そういう状況であります。

○渋谷邦彦君 ただいまおっしゃいました数字、私らよと聞き違えたのではないかと思うのであります。保護課長いかがでございますか。間違いないませんか。

○説明員(宮崎剛君) 間違ございません。

○渋谷邦彦君 漸減されていく——非常にいい傾向だと思っておりますけれども、今日の日本の社会環境のもろもろの要素というものを考えてみたときに、急激に減少するとは思われませんし、また、この法律によって保護を受けている人たちがいま一刻も早く社会に復帰されたいと望むのは当然でございますし、それについても、はたして現状においてそれだけの能力を回復できるような環境に置かれていくだろうかというところ、われわれとしては、非常に心配をするところでありまして、

そこで、第二点として伺いたいことは、現在の生活の保護基準というものが、ただいま申し上げましたように、物価の上昇と相まちまして、はたして生活し得る、いわゆる最低限度の生活を保障し得る状況に置かれていくのかどうか、この点をひとつお伺いしたいと思います。

○政府委員(橋本龍太郎君) 一応わが国の憲法に定められておる最低生活は十分に保障いたしておるという考えであります。

○渋谷邦彦君 現在の標準家庭を例にとつてみた場合、いろいろケースによって違ふだろうと思いますが、たしか三万四千何がしという金額が基準になっているはずだと思っております。はたして、今日の物価の上昇と相まちまして、これだけの金額で最低生活ができるものかどうかという疑問が出てくるわけでございませうか。

○政府委員(橋本龍太郎君) ただいま渋谷委員から御指摘がありましたものは、いわゆる標準四人世帯一級地の場合であると思っております。確かに生活扶助三万四千三百七十七円という数字はそのとおりでありまして、しかし、その場合、いわゆる勤労控

除その他、そしてこれは級地別でありますし、子供の教育費のあるなし、いろいろな点で変化がございませうけれども、こういうものを見てまいりますと、大体おおむねこれは四万円見当に当たります。そしてまた、住宅をお持ちでない方は、これになお家賃が合算されますので、約四万三千円程度となる。この数字は、きょう申し上げたものでは必ずしも御理解いただけないかと思つて、

一つ、一つの例を申し上げたいと思つて、大抵本省の若い係長、これが大体月額手取りにいたしまして四万五、六千円見当でございます。これから比較いたしました場合、東京都の一級地の四人世帯におおむね四万円、家賃の必要な方の場合に四万三千円見当という金額が不当のものであるとは私は考えておりません。

○渋谷邦彦君 そうしますと、十分ではないけれども、いまおあげになりました例からかんがえても、東京を中心としたその他の地域においても、まあまあ生活に支障を来さすようなおそれはない、このように理解してよろしうございませうか。

○政府委員(橋本龍太郎君) まさにそのとおりであります。

○渋谷邦彦君 この生活保護の問題につきましては、非常に多岐にわたりますし、また具体的に数字をあげていただきたいということになりますと、幾ら時間があつても足りない。いずれそのときに応じてお聞きをしたいと思つたので、きょうは、その生活保護のいわゆる本来のあり方というものを軸にいたしましてお尋ねをしようと思つてございませう。

次に、生活保護関係についての運用でございませうけれども、これが法律に定められたとおり適正になされていくかどうか、非常に抽象的な言い方かもしれませんが、最近の事例から具体的数字等をあげていただきまして御説明をいただければよろしいかと思つております。

○政府委員(橋本龍太郎君) 生活保護法が、いわ

ゆる憲法に基づく国民の最低生活を保障する、そういう重大な使命を帯びておりますだけに、私どもとしては、鋭意、適正な運用を今日まではかつてまいったつもりであります。それが完全に適正に運用をされているかとお尋ねを受けましたならば、遺憾ながら、これは必ずしも万全であるというものを申し上げ切れないのが遺憾であります。が、ただ、私どもとしては、いわゆる生活保護の指導監督の対象を本省としても、また地方自治体としても整備を願ひ、できる限りの運用の適正をはかつておつもりであります。むしろ数字をと言われますと、必ずしもこまかい具体的な数字がここであげられるだけの準備をいたしておりますが、私どもは、おおむね適正な運用がなされておるといふ自信はございますけれども、なお一部に必ずしも適正に行なわれていないと申し上げられない点があることも承知をいたしております。そうした点につきましましては、今後なお運用の適正をはかつていきたいと考えております。

○渋谷邦彦君 いまのお答えでございまして、まあ、現状としては適正に行なわれているほうがきわめて多い、むしろ問題にすべき内容というものはきわめて限られているというふうな印象を受けただけでございまして、こまかい数字はともかくといたしまして、たとえば四十四年度、あるいはさかのぼって四十三年度ぐらいでもけっこうだと思ひますけれども、概略でよろしゅうございまして、現在申請を受け付けたものがどのくらいありまして、そうして残念ながら適正を欠くと判定されたものがどのくらいあるのか。これはむしろ保護課長にお尋ねしたほうがよろしいのかと思ひます。

○説明員(宮崎剛君) ただいま先生のおっしゃいました、いま、どのくらい申請を受け付けておいて、それをどのくらい断つたか、その数字は、実はいま手元に持ってきておりませんが、先生のお聞きになりたい点をそんたくいたしまして、別な数字でございまして、申し上げますと、先ほど来、政務次官が申されますように、一生懸命に

やっておりますけれども、残念ながらときどき不正な問題が起つてまいります。不正受給の件数を申し上げようかと思ひますが、四十年度不正受給として発見いたしましたのが六百三十八件、四十一年度が二百九十件、四十二年度が五百七件でございまして、なお、四十二年の五百七件の関係します金額が四千五百五十万円でございます。このうち返還を命じましたものが一千四百五十万円でございます。ストレートの答えではございせんけれども、参考までに申し上げます。

○渋谷邦彦君 この数字は、おそらくは当局といひましても相当正確を期されて、人権問題等からみましますと、それは非常に慎重を期された結果の集計であらうかと、このように思ひわけでございますけれども、こうした問題が極端に――極端と申し上げることはどうかと思ひますけれども、一件でもないことが望ましい。これは当然でございます。そうした面から考えた場合に、現在のケースワーカー等、実際にこうした問題の調査に当たる作業員の実態、数というものは決して理想的な数であるかどうか、足りないのか。足りなければ、一体どういう考え方を持っていられしやるのか、この点あえてひとつお願いをしたいと思ひます。

○説明員(宮崎剛君) 今日、生活保護の仕事に携わっております福祉事務所の関係職員の数、ケースワーカー等の数は九千人でございます。実は、私ども、一般的に普通の県の場合には大体六十五世帯に一人のケースワーカーを置くように指導しておりますけれども、残念ながら、現在の充足率は七五%弱でありまして、二五%足りません。足りませんけれども、みんなそれで一生懸命やっておりますわけでございます。私ども、各県に對しまして、それぞれこの所要の人員の充足をするように言っておりますけれども、ぼつぼつよくはなっておりますが、現状はまだそういうことでございす。

気配があるように思われます。そこでいまの御説明を通して、おそらく、必ずしも十分ではないというお答えが返ってくるだらうと思ひますけれども、現状の人員で十分な管理、また調査というものが行ない得る状況に置かれておりましようか。

○説明員(宮崎剛君) そちら辺になりますと、具体的になかなかお答えしにくいわけでございますけれども、一般的に申し上げますと、こまかい市とか、県が所管いたします郡部の福祉事務所ににつきましては、一般的に申し上げますと、おおむね職員の充足状況も一〇〇%いきませんけれども、おおむね適正な管理ができと思っております。ただ、残念なことに、大都市を持つております指定都市でございますとか、あるいはそれを含んでおります、いわゆる都市を持つております府県の場合でございますけれども、その職員の充足も十分でございませぬので、そのために、具体的にはいろいろな問題を出すということもあるようでございまして、そういう状況もございまして、私ども、最近は大都市ないしはそれを包んでおります大府県でございまして、その事務所の職員の充足につきましては、可及的すみやかに整えるように盛んに指導いたしております。

○渋谷邦彦君 生活保護の本来の精神は、私から別にあつたまて申し上げる必要もないわけでありまして、あくまでもあつたか手をお困窮者の方に差し伸べてあげるといふところにあるわけでございます。それを悪用するといふようなことになりますと、これはたいへんな社会問題に発展する危険性はございまして、残念ながら最近の幾つかの事例を見ますと、今後こうした状態をこのまま放置していいかどうかという心配が出てまいるわけでありまして、ちよつと話が飛躍的になるかもしれませんが、生活保護の問題に關して刑事事件が起つておりますこと、生活保護の問題に關して足立区でございましては、

れども、こうした問題につきましましては、当局として、どのように実態を掌握なさつていらつしやるでしようか。

○政府委員(橋本龍太郎君) この事件の細部等につきましましては、もし足りませんでしたならば事務当局から補足をいたさせます。いま御指摘になりました足立区の事件と申しますものは、足立区の「生活と健康を守る会」といふものの常任理事、あるいは同種の事件をいたしまして、中野区のはり「生活と健康を守る会」の事務局長、同じ関係の方々約六名、これが現実に収入はあつたのでありますけれども、疾病を理由に収入なしという申告をされました。不正の手段で、たしか昭和四十一年ごろからだったと記憶いたしますが、たしか七百三十五万円余りの生活保護費を不正に受給しておつた事件であつたと記憶をいたしまして、これは福祉事務所自体がチェックをいたしまして、特にその中で最も悪質な行動をしておられた高木という方に対しては、区長名で現在告発をし、保釈中の事件であります。この事件これだけをとりまてといふことではありませんが、生活保護というものが、ただいま御指摘にもありましたように、国民の最低の生活を保障していくためのきわめて必要な手段であるのに、それが逆に悪用をされておつたといふ事態は、私どもとしてはきわめて遺憾な次第であると思ひます。今後こうした事態がなお発見されました場合には、当然これに對しても処分は適正に行なつていくつもりでございます。

○渋谷邦彦君 こうした問題がたまたま発見されて表ざたになつた。非常にその本質的な生活保護それ自体の性格といふものを考へてみた場合に、こゝまで発見されるということは非常にむづかしいのではないかと、いふようなことも考えられるわけでございますけれども、たまたま、いまも御説明にありましたように、「生活と健康を守る会」の会員であつた、とかくこの種の団体が問題になつていふようでございまして、この「生活と健康を守る会」といふこの任意団体については、当

局としては、どのような見解をお持ちですか。
○政府委員(橋本龍太郎君) ただいまの最初の答弁を補足しながら、その点についてはお答えをいたしたいと思ひます。

先ほど定員の充足につきまして御質問がありました。保護課長から申し上げましたとおり、最近、特に大都市における福祉事務所の活動にさまざまな形で実困難な特殊事態が発生をいたしております。これはいわゆる都市への人口集中、過度の人口集中というものもたらしたやむを得ない状況でございますし、また、人為的な問題もございいます。現在、東京都をはじめ大都市に對しましては、特に重点的に監査を繰り返しておるわけでございますが、今後もなおそうした方針を取り続けなければならぬであろうという判断を私どもはいたしておるわけであります。こういう事件が非常に発見がおくれました原因も、実はこうした大都市特有の非常に複雑な生活環境、市民生活の環境というものが一つの原因でありますと同時に、被保護世帯それ自身が、いわゆる「生活と健康を守る会」、こういう特定の団体活動を行なっております。その団体活動の中で、実態調査に對して十分な御協力がいただけなかったというような事態、これも一つの大きな原因であります。特に実施機関の調査活動に對しましてはきわめて非協力的でありました。収入申告等の届け出義務を履行しない、あるいは虚偽の申告をいたしておいたようなケースもありまして、福祉事務所において十分な被保護者の生活力あるいは就労状況等の実態が把握できなかったということがこういう事態を招いた原因であります。私は、必ずしもこの「生活と健康を守る会」という、あるいはこの全国組織であります「全国生活と健康を守る会連合会」という特定の団体を云々いたしたいとは思ひません。こうしたいわゆる生活保護獲得競争とでもいいますか、こうした活動を展開しておられる各種の特定な団体の運動につきまして、これによつて生活保護の適正な実施が、また運用が妨げられないように厚生省当局としても特に留意はいたしてまいりました。

たしてまいりました。各都道府県事務所とか、あるいは指定都市等を通じて福祉事務所に對してもそのような指導をしてまいりましたし、具体的に、ややもすると大衆して福祉事務所等に押しかけられて陳情と称する大衆行動をとられるようなケースがございます。こうした行動は適切な制度の運営、実施の上にならざるを得ない。また、特に先ほどの御指摘の足立の事件あるいは中野の事件のように、「生活と健康を守る会」という一つの団体の責任ある地位の方がみずからの姿勢をくずされるような事態があつては、他の方々に對してもきわめて大きな迷惑を及ぼすわけであります。こうした団体のいわゆる責任者、当事者の方々も姿勢を厳正にしていただきたい。と同時に、被保護者に対する家庭状況その他の適切な把握のために福祉事務所等が活動いたします場合に十分な協力が得られるような団体としての配慮を願ひたい。また、福祉事務所自体のこうした法の運営、実施のために必要な体制の整備充実等ということを中心にして指導を行なっております。この一時期きわめて激しかった、いわゆる陳情というものを借りた集団陳情といひますか、大衆行動というやうなことも、最近ではよくやくだいぶ減少してまいりました。一部の地域を除いては、こうした生活保護獲得競争とでもいふやうな目標を掲げておられる団体の行動も適正なものに向かつてあると現在では判断をいたしております。

○渋谷邦彦君 そういたしますと、現状としては漸次その運営というものが適正化の方向に向かつているものであると、この御判断のようでございます。いまもお話ございましたように、将来に對して絶対に、絶対とあえて申し上げたいわけでありまして、陳情ルールを確立してもらいたいというその問題であるとか、あるいは十分の協力を得られたいものであると、さらには、数もつて福祉事務所等に強迫的な言動をしない等々の、いままでと全く問題とされていたやうな事柄はたして

解消していくであらうかどうか、多大の懸念があるわけでございます。昭和二十九年発足以来、今日まですでに十数年を経過した「生健会」あるいは「全生連」、ちよつとその辺が私としては、いま御答弁があつただけでは心配でございますので、その辺の判断、それからさらに生活保護の行政上、こうした「生活と健康を守る会」について今後どのような姿勢をもつて臨まれるおつもりなのか、論点を二つに分けてお答えいただきたい、こう思ひます。

○政府委員(橋本龍太郎君) 生活保護の運用につきまして、その保護の対象となるべき方々あるいはその御家庭が「全生連」に参加をしておられ、あるいは「生活と健康を守る会」に参加をしておられるとおられないにかかわらず、その保護の対象にすべき家庭であれば、私どもは、当然対象にしていくわけでありまして、この団体の存在ゆえに、この団体からの御要請等があつたからといって別に生活保護の必要もない方々にまで差し上げる意思は毛頭ないわけでございまして、この点は、まず最初に明確に申し上げておきたいと思ひます。ただ、いま渋谷委員も多少お触れになりましたが、「全生連」あるいは「生活と健康を守る会」というものが、いわゆる規約において、統一行動を進めて統一戦線を発展させるために奮闘するといふやうな規定を置かれ、日本共産党が主張されている民族民主統一戦線というものの一翼をになう組織としての御活動、綱領としても掲げておられるようでございます。この団体自体がどのような行動をおとりにするか、はたして福祉事務所の活動等に對しても十分の御協力を得られるものであるかどうか、私どもとして、これが確実であるかあるいはそれはいかないかというやうなお答えのいずれかをいたすだけの資料を持ちませんでん。ただ、いままで昭和二十九年発足以来今日までの経緯から申しますと、一ころの大衆陳情、集団陳情という過激な行動が姿をひそめつつあることはたしかであります。また、いま論点をわざわざ分離をしてお尋ねをいただきましたわけであり

ますが、最初に申し上げましたとおり、この団体に加盟をしておられようとおられまいと、生活保護といふものを必要とする御家庭に對してこれを支給することは国として当然の責務でございますから、私どもとしては、この団体の存在、不存に對してとやかく言う意思は持ちません。ただ、こうした一つの特定の団体において、特に責任者の方々の中に不正受給等が往々にして見られる事態に對して、私どもとしては、はなはだ不本意であるといふことだけは申し上げます。

○渋谷邦彦君 この二つに分けたほうの最後の二点のほうですが、いま非常に不本意であるといふ、まあ不正が行なわれておること、これが不本意であるといふ、そういうことにはからみまして、そういう事態が今後——まあ仮定の論争というものは、審議といふものは、これは非常にまずいわけで差し控えなければならぬいかもしれませんが、十分可能性があるものと一応予想いたしまして、そうした場合に、厚生省当局としてはどのような姿勢でもって臨まれるのか。いずれにしてもその基本的な御方針といふものがおありかと思ひますので、それを重ねてお伺ひしておきたいと思ひます。

○政府委員(橋本龍太郎君) これは個人であれ、特定の団体であれ、その団体に所属をされる方であれ、不正な受給といふものは、私どもとしては、見のがす意思は断じてございせん。ただ、遺憾ながら必要人員の七五%を充足しているにすぎない現状でありますから、関係係官が最善の努力をいたしましてもお見のがすケースというものはあり得ると思ひます。そうしたケースにつきましては、発見次第適正な手段はわれわれとしては取るつもりでございます。これは団体の所属員であらうと、不正受給といふものには對しては断じて見のがす意思はないといふことだけは明確に申し上げておきたいと思ひます。

○渋谷邦彦君 そういふ厳格な御方針で臨まれる、これは非常にけっこうだと思ひますが、ここ

一つの事例がございまして、これはちよつと古
い資料でございますので、現段階として、はたし
てどうかと思われる節もございしますが、「生健会」
の前身といわれます「生活互助会」、これは杉並
の「生活互助会」で発行されたもので「生活ニ
ス」というチラシがございまして。一九六三年八月
一日発行となっております。この中に、「お知らせ
せ」といって、杉並生活互助会にまだ加入
していない人を十五名入会させた方には箱根温泉
一泊旅行に招待します。（都生連）と、こうある
わけです。こうしたことを御存じかどうか。ある
いはまた、このようなことが具体的に実際に行な
われているとするなら、どのようになさるのか、
そうしたような問題についてひとつ御見解を示し
ていただきたい、こう思うわけです。

○政府委員（橋本龍太郎君） いま御指摘のありま
したそのチラシその他については、実は初めて拝
見いたしました。ただ、常識的に見て、そうした
生活保護というものを間にはさんで、そうしたチ
ラシ等がまかれること自体、私どもには常識的に
は納得のいかぬ点がございまして。率直に申し上げ
まして、その関係者の方が十五名獲得されるか
されないか、これは、私どもとしては、その団体が
どうされるかということについては何も実は関係
がないわけでありまして。むしろ関係者の方々か
ら、いわゆる生活保護を受けたいと要望される
方々から申請がなされ、これを調査した結果が生
活保護を受けるにふさわしい状態、生活保護で
助けをしなければならぬ状態にありましたらな
らば、そのチラシの有無にかかわらず、当然これは
生活保護は行なわれなければならぬわけでありま
す。いかにそのチラシで勧誘をされて多数の方々
がお見えになりましたようにも、生活保護を受ける
にあつては、生活保護を受けるにふさわしい状態
でなければならぬわけでありまして、これはどなた
が何と言われましても生活保護を差し上げるわけ
にはまいりません。むしろそうしたチラシがまかれ
ること、これは常識的には非常におかしなことだ
と思ひます。国の行なつておる制度の一環が特定
の団体のそうしたチラシに使われること自体私は

疑問を持ちますけれども、そのようなチラシがま
かれ、その結果集められた方々がどうであれ、生
活保護の実態にふさわしい方であれば、これは当
然生活保護を行ないますし、いかなる方がどのよ
うにお集めになりましたとしても、生活保護をもつて
助けをするにふさわしくない方であればこれはお助
けいたすわけにはまいらぬわけでありまして。その
チラシ自体についてどうこう厚生省として対抗手
段を講ずる、あるいは云々といったような考えは
ございせん。ただ、そのチラシのいかんを問わ
ず、生活保護というものは公正に運用していくつ
もりであるという点であります。

○渋谷邦彦君 次に、多少論点を覚えて申し上げ
たいわけでありまして、生活保護の適用を受けま
してから一刻も早く、冒頭に申し上げましたよう
に、社会復帰をされることを望ましいことであり
まして、そうしたことも法律に明文化されてお
ります。それぞれの担当者の方々が絶えず生活指導
と申しますか、それをおやりになつておられると
思ふのであります。またそれをしなければなら
ない、保護法第二十七条に明記されているわけであ
りますが、これはスムーズに促進されているので
ございまいしょうか、そしてまたその効果はこの法
律の趣旨に従つて相当に上がつていっているものか
どうなのか、この点いかがでございまいしょう。

○説明員（宮嶋剛君） おっしゃいますように、生
活保護の目的といたしまして健康で文化的な最低
限度の生活を保障いたしますと同時に、その自立助
長をはかることが生活保護の目的でございまして、
生活保護を受けておられます世帯につきまして、
自立助長の可能性を持つておられるならば自立助
長できるように御援助をする、あるいは指導をす
るというたてまえでございまして、そういう面
から従来われわれは県に対する指導面におきまし
て、たとえば、その例でございまして、特に稼働
年齢層の方が世帯主である、あるいは世帯の中に
稼働年齢層の方がいらつしやる、非常に元氣だ、
こういう世帯を全県ビックアップいたしました。
全保護世帯の約三・五％ないし四％程度でござい

ますけれども、毎年その自立助長の促進をやる、
指導をいたす、そのようなことをやつておりま
す。その結果、自立をいたしました方が四十三年度
の実績でございまして約半分はあつた。これは一
つの指導面でございます。そういうことをいたし
ております。しかし、私どもが指導いたしまして
も言うことを聞いてもらえないというふうな場合
も間々あるわけでございまして、それにつきまし
ては、まさに先生おっしゃいます生活保護法二十七
条の規定によりまして就労の指導、指示をする
というふうなこともやるわけでございまして。ただ、
私どもが就労の指導、指示をいたしますけれども、
やにわに就労の指導、指示をいたしますと、すぐ
に職場につかれない。だから、すぐこれを保護の
停止をしたり、廃止をしたりというふうなかつこ
うにはまいりません。と申しますのは、私どもの
仕事はありていに申しまして、そういう不幸にし
て貧困に落ち込んで、しかも苦しんでおられる、
そういう人たちが、しかもその生涯をいわけ預か
つておられる。こういういわば人の命を預かつた仕事で
ございまして、慎重の上に慎重を期さなければ
いけませんし、また、就労指導につきましても、
やはり本人の意思も聞きながら、ある時点までは
ねばり強く指導もするという必要でござい
ます。そういうこともございまして、根拠を要し
ながら時間をかけてやるわけでございまして。そ
ういうかつこで、それぞれ十分に能力が活用でき
る人であれば、能力を活用してもらつて指導
しておるわけであります。ただ、一般的にそ
うやっておられますが、現実の問題といたしまして、具
体的にはなかなか言うことを聞いてもらえない、
そこに問題があるというふうな場合も間々あるこ
ともわれわれ承知しております。そういう状況で
あります。

十分言うことを聞いてもらえないはずの話をしてい
るつもりなんだけれども聞いてもらえないのか、
いろいろなさういふ状況によつて違いがあるだろ
うと思ひますけれども、その辺のいきさつはどう
でございまいしょうか。

○説明員（宮嶋剛君） まあ、私ども具体的な例で
いろいろ聞きます中で典型的なものは、たとえば
賃金の折り合いがなかなか具体的につかないから
就労指導を受けてもらえない、あるいはまた、時
間的に自分自身はたとえば覚悟活動であるとかある
いは団体活動であるとか、そういうことをやつて
おつてどうも時間の面でうまくいかないとか、あ
るいはまた、具体的に医師の証明はないけれど
も、現在、健康が悪いのだと、だからだめだとい
ふような理由をあげられるわけでございまして。私
どもは、もちろん職業指導につきましても、本人
の意思も尊重をしなければいけませんけれども、
最後のところは、その地域におきます客観的な一
般の方々の就労の状況、生活の状況というものを
見まして、常識的にこれ以上聞かれないといふこ
とは、言うならば就労の指導、指導に従わないこ
となんだといふふん切をつけまして、そこで場
合によつて保護の停止あるいは廃止という処分に
出るわけでございまして。

○渋谷邦彦君 いま幾つかの具体例をもつてお述
べになつたわけでありまして、ちよつとその中で
私にげんに思ふことがございまして、せつかく
就労への指導をされておるにもかかわらず、賃金
の折り合いがつかないというふうな問題につ
いては、これはわかるような気がいたします。それは
また詳細に調べてみないとわからない点もあるか
もしれませんけれども、ただ、次に申されました
時間がない、あるいは覚悟活動に専念しているとい
うことはちよつとこれはいかがなものかなど、こ
れは当然国民自身が大きな疑惑を持つ問題では
なからうかと思ひますが、その点につ
いてはいかがなものでしょうか。

○説明員（宮嶋剛君） まさに先生がおっしゃるよ
うな事例につきましては、理由にならない。さつ

そくにも保護の停廃止を場合によつてしなくちやいかぬという事例が多かろうと思ひます。

○渋谷邦彦君 先ほど来からこの種の指導については非常に慎重に慎重を重ねる、ごもっともだと思ひます。へたをいたしますと、先ほど申し述べましたように、人権問題がからみますので、今後ともその方向を変えないでやりなつていただきたいと思ひますけれども、ただ、せっかくそのように仕向けられながらも、個人的な、あるいはその理由をもとにして拒否をすれば、これはやはり許しがたい問題ではなからうか、そうした場合がこれよりも十分考えられる。先ほど間々あるとおっしゃいました。こういうケースが間々あるということとは、相当な数にのぼるんじゃないかということを中心するわけであります。そうした場合に、一体目標をいたしまして、どのくらい時間をかければあるいはその適用を廃止するとか、あるいは引き続き継続的にこの方のめんどろを見ていくんだという、その判定の基準と申しますか、そういうものは実際にあるんでございましょうか。

○説明員(宮嶋剛君) 実は、そこら辺につきまして具体的な基準があるわけではございません。先ほど来申しますように、片方では私どもは人の命を預かつて、生活を預かつて慎重にしなければならぬという要素と、それからこういう制度のもとで給付を受けられることについて、そこに能力がありながらこれを受けるといふことがあつてもいけません。そのかね合ひでございまして、そこはケースの状況によりまして、ケースバイケースで常識的に処理する。それだけの、常識を涵養するだけの訓練はおつてもございまして、そういうことにつきまして具体的な基準があるわけではございません。

○渋谷邦彦君 六十二条の第一項に、申すまでもなく、ただいま申し上げたように、「第二十七条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない」と、たいへんきびしい一つの条文があるわけでございます。さらに、施行規則の第十八条

には「第二十七条第一項の規定により保護の実施機関が書面によつて行つた指導又は指示に、被保護者が従わなかつた場合でなければ行使してはならない」と、これは廃止するかどうかの問題でございまして、こうした一つのきびしい条件があるわけではございません。こうした適用というものは、どのようにして一体お考えになつていらつしやるのか。そして、またこの運用については、今後こういう事例が起つた場合にどのようになさつていくのか。まあ、いままでの御説明で多少は理解したつもりではありますけれども、やはりこの法律がある以上は、やはりこの条文に照らして適正な運用をするという原則的な態度から当然過ぎるほど当然でございまして。こうした場合には、一体どういふ処置をとつていらつしやるのか。厳密にいままで、どうしても言うことを聞かない場合に、適用を停止したような事例が相当数あつたものかどうなのか、その辺はいかがなものでございましょうか。

○説明員(宮嶋剛君) まことに申しわけないんですが、いま二十七条違反によりまして、結果的に六十二条の第三項によりまして停廃止の件数の数字を持ち合わせておりません。あと調べまして申し上げます。

先ほどの話でございまして、私ども事由によりまして、その事由によつては長いかかるやつもありまして、また、先ほど若干例も出ましたけれども、だれが見てもおかしいという事例があるわけではございません。そこら辺はもう時間もあまりかけないで、もちろんその場合でも具体的な口の指導から始まつて、文書指示というところまでいくと思ひますけれども、時間をとらないで処分をしたと思つております。

○渋谷邦彦君 たとえば常識的に考へて、どう見ても指導した結果、情状の余地はないという、何か明確な基準、明確とまではいかななくても、大体こういう場合には適用しているつもりでありますというふうなその範疇はございせんでしょうか。

○説明員(宮嶋剛君) 実は、私どもの扱つておりますケースというのはもう千差万別でございまして、もちろん生活保護というのは全国的にすべての県について、しかも一線の福祉事務所ですべてやるわけではございませんから、できるだけ公平な観点からいろいろな基準をつくつておりますけれども、そこら付近の問題になつてまいりますと、あとは私どもと、それから果あるいは福祉事務所の職員とか、いわゆる社会的な良識というものを常々勉強し、またお互ひにケースを持ち寄つて勉強し、そこから一つの考え方をつくつていくというふうなことでやつていくわけでございまして、具体的な基準——こういう場合は何日で、こういう場合には半年でという基準をきめることはむづかしいわけではございません。

○渋谷邦彦君 たとえば、このような場合はどうなりましょうか。先ほど来、東京の例が不正事件としてあがつたわけではございませんけれども、いま九州方面でこの種の問題が若干出ていますようにあります。その一つ二つを申し上げてみますと、その一つは、北九州の八幡東というところに住んでおられます木村友喜さんという方がございまして、この方は四十五歳、奥さんが四十歳、それから長男が十一歳、長女が四歳という四人家族の構成でございまして、ところが、この家庭の状況を見ますとですね、主人がたいへん健康である。しかも、現在求職指導中であるけれども、日雇健保関係の事務に無報酬で携わつていて、なかなか当局の指導に従わない、こういう事例があるわけですね。また、もう一つの例は、福岡県の嘉穂というところに住んでおられる川角定近さんという方でありまして、この方は主人が四十二歳、奥さんが三十一歳、病弱。子供が三人、中一から小四、それから奥さんのおかあさん、六人家族。この方は元町会議員をやつておられまして、次の選挙のときに落選をされている。したがつて、報酬は全然ない。そこで職安では求職指導を一生懸命おやりになつてゐる。しかし御本人は賃金が五万円以上でなければ働けない、こういうふうな主張をされております。

ね、就労しない。しかも、現在は主人、妻ともに団体活動している模様である。こういう状態が調査の結果わかつたわけではございません。こういう例が今後あらにもこちらにも出るという——絶対でないという保証はないと思ひます。そうした場合には、この種の問題について、これは明確に、一つの事例でございましてからどのように御判断なさつていらっしゃるのか。それからまた、これからどのような対応策をおとりになるつもりなのか、その辺一つずつ明確にされてくれば、大体当局として今後こういう構想でもって臨まれるんだと、私どもとしても理解が少しくできるんではなからうか、こう思ひますので、この点についての御答弁をお願いしたいと思ひます。

○政府委員(橋本龍太郎君) いま御指摘になりました二例、おそらく代表的な二例をあげられたんじゃないかと思ひますけれども、いまお話を伺ひました範囲内では、実は非常にばく然としておりまして、もう一つ実は明確でございせん。いま何か一つの事例におきましては、奥さんは病弱であり、子供さんが三人と奥さんのおかあさんでありました。何か六人世帯、そして団体の何か活動に無報酬で従事しておる。また、先のケースでは御主人、奥さんともに健康であり、子供さんが二人ありましたが、これも何か団体関係、日雇健保でありましたか、無報酬で働いておられる。いま何かちよつと奥さんにひつかかる点が確かに伺つた範囲ではありますけれども、もう少し具体的にもし御承知であればお聞かせを願ひたいと思ひます。と申しますのは、いまお話をいたしました範囲だけで判断をいたします場合には、そのほかの状況の組み合わせによつては、これはいろいろな答えが実は出てくるかと思ひます。たまたま就職あつてしまつても、御本人の従来の職種から考へて、あまり不適当なものがあつて対象に多かつたとか、いろいろなケースもありましようし、特に奥さんの病弱である場合、また子供さんもうわあい幼いようでありまして、きわめて遠距離の通勤地に対する就職あつてせんであれば、これ

はもう一つやはり就職あつせん自体的内容も考え直さなければならぬ点もあると思ひますし、いまお話を伺つた範囲内では、もう一つ確かに問題がありそうなき感じがいたしますけれども、なおちよつと中身がばく然としております。せつかく御指摘をいただいたわけでありますが、もしその中身についてももう少しまかく御承知の点があればお聞かせを願ひたいと思ひます。その中身によりましてあらためて御答弁をいたしたいと考えます。

○渋谷邦彦君 十分ではないと思ひますけれども、この方の保護が開始された年月日が昭和三十一年八月二十日……

○政府委員(橋本龍太郎君) どちらの方ですか、最初の例ですか。

○渋谷邦彦君 木村さんのほうです、最初のほう。現在受けておりますのは三万四千三百円。あるいはこれはちよつと古い資料ですから変わつてゐるかもしれませんが、そのほかの収入がゼロです。それから、現在は「生活と健康を守る会」の幹部をやつておられるのであります。これが追加して申し上げるわかつた範囲でございます。

それから、第二番目の人が、保護開始が昭和四十二年五月一日、最低生活費、つまり受けておられる金額が四万一千六百円、ほかの収入はゼロ。そのほか、これは主人が奥さんかわかりませんが、赤旗の配達員をやつてゐるというふうな事情がわかつてゐるようでありまして、むしろこの両者の事実関係につきましては、当局のほうで、私がいま申し上げた事例を通して、もつと正確に御調査を願へばよろしいのではないかと。そしてまた同時に、調査をされた結果、いま私が申し上げたことに間違いがなければ、一体どのようなこれらの御方針で臨まれるのか、その二点あわせてお尋ねします。

○政府委員(橋本龍太郎君) いま渋谷委員から御指摘がありました件を見ますと、確かにちよつと問題があるような感じがいたします。確認を一つさせていただきますのでありますが、先ほど一つ

ばく然と最初にお話になりましたときに事例を引かれまして、特定の団体活動云々というふうなお話がちらつとあつたように思ひますが、「生健会」の幹部というお話もあつた御質問でありました。そうしますと、この「生健会」活動に従事しておられて、それが忙しいために片方の方は就労ができないうようなことも言つておられるわけでありますが、私どもとしては、これはなお細部十分に調べた上でなければ正確なことは申し上げられませんが、いまお話のありました範囲では、これは非常に問題がある。先ほど仮定の質問として御質問があり、保護課長が御答弁を申し上げたのと非常に類似したケースであると考えます。いま御指摘になりましたように、これはさつそく調査をさせていただきたいと思ひます。そしてその調査の結果によつてどうするかというお話でありましたが、先ほど仮定の御質問としてありましたが、保護課長が答弁申し上げましたとおり、あくまでもその生活保護でばく然と最低生活を保障するだけであつて、むしろそれ以上は職場についていただく、就労していただく、みずからの生活費はみずからの力によつてから得ていただくのが本旨であります。その就職指導等もむしろ行なわなければなりません。ところが、いま御指摘のありましたようなケースであります、すでに就職指導等は相当十分にやつてゐるようでありまして、そして、なおかつ特定の団体の行動にみずからの意思で無報酬で従事しておられて、生活保護を受けておられるということであれば、むしろこれは、先ほど保護課長が御答弁申し上げたと同じように、その就職指導等に正当な理由がなくて従ふというのでありますから、これは六十二条第三項の適用を、当然保護の停廃止になり得る件であると考えております。これは実際に調査をさせていただき、もしそのような実態でありましたならば、保護の停廃止その他の処分を当然しなければならぬ。いま伺ひました範囲内で判断をいたしましてそういう感じがいたします。実際の結果そのようでありましたら、保護の停廃止等の処分

を行ないたいと存じます。

○渋谷邦彦君 まあ、そのほかにも具体的な事例がございまして、これは実際にその場所のケースワーカーでございまして、調査の結果をまとめて報告されたものがございまして、この中には、あえていま名前を伏せておきたいと思ふのであります。が、生活保護の適用を受けましてから相当熱心にケースワーカーが指導されておられて、それが報告につづられております。ところが、この人は三十五年三月一日に生活保護の適用を受けて、昭和四十二年十二月まで保護歴があるわけでございますけれども、その間、本人の行動必ずしも良好と思われぬ。組合勢力拡張に活動が続け今日に至つてゐるというふうな報告がケースワーカーの報告として出てゐるのです。こうした事例が今後ひんぱんとして起るならば、先ほど来御答弁のございましたように、これはゆゆしい一つの問題ではなからうか、こう思ひますが、時間もたいては経過しておるようでございますから、きょうはこの辺で質問を打ち切りたいと思ひますけれども、最後に、やはり当局として、現在とく問題になりがちな生活保護の適正な運用、これはぜひとも今後厚生省として、先ほど来の方針にのつとた姿勢をくずさずにやつていただきたいということに当然でございますけれども、今後こうした問題が起つた場合でも、やはり厳正なあり方を示していただきたいというのを申し上げまして、さらに総括的に当局としての今後に対する方針をお答えいただきたい。

○政府委員(橋本龍太郎君) 渋谷委員も十分御承知であり、先ほどからそうした点を踏まえて御質問をいただけてきたわけでありまして、生活保護そのものは、わが国の現行憲法のもとにおいて、最低の生活水準に達し得ない貧困の御家庭に対し、何らかの事情のある家庭に対して手を差し伸べて、国としてできる限りのお力添えをしていこうという考えから出てきたのであります。これ自体は、私ども今後もお伸ばしていかねければならぬものであると基本的に考えております。しか

し、いやしくも不正な手段で保護を受ける、言いかえれば、みずからそれだけの権利がないものが、その権利を詐取するというような行動に対しては、これは厳正に法を運用し、排除していくように全力を尽くしてまいりたいと思ふ点では、従来と、とつてきた方針には変わりはないと思ひます。ただ、ただいま御指摘のありましたようなケースが、現行十分にチェックし得ないために出てまいりましたことはきわめて遺憾であります。今日までも、私は、関係係官はみずからの全力は尽くしてまいつたと考えておりますし、今後ともその全力は尽くしてくれるであらうと、そのようにも考えております。法の厳正な運用には今後とも十分な努力をいたしてまいらるつもりであります。そして、同時にいづゆる個別ケースの監査にできる限り十分な力を入れて、先刻申し上げましたように、特に福祉事務所の活動等に制限を受けやうな地域については、特に十分な監査を行なつてまいりたいと思ひます。また、その結果、具体的な不正受給の事実が発生いたしました場合、また不適格な事例が発生いたしました場合、それ相応の処置をとっていくことも、これは当然であります。

ただ、最後に渋谷委員に一点、これはお願いをいたしたい点がございまして。ただいま特定の福祉事務所、ケースワーカーのつくり上げた書類でありますと称するものを一部この委員会の席上に、その写真版を御呈示になりました。公労員にはいづゆる機密の漏洩に関する責任がございまして、いやしくも個々の国民の御家庭の中にまで特に立ち入つてまいります福祉行政におきまして、その個々の御家庭の完全にプライバシーに属すべきことが必要以上に世間に明らかにすることは、断じてこれは国としても妨がなければなりません。特にそうした点ではケースワーカー等、こうした仕事に従事される方々に対しては、そうした点で個人の家庭生活に対する機密の保持について十分の責任があるわけでありまして、これがいづれの場所か

職を受けることができる。

一 この法律の施行の際現に改正前の第二十二
条第一号又は第二号の規定により指定されて
いる学校(高等学校であるものを除く)又は
准看護養成所

二 この法律の施行前に、改正前の第二十二
条第一号又は第二号の規定により指定された学
校又は准看護養成所で、その指定の効力を
失つたもの

三 高等学校入学資格者を入所の資格者とする
准看護養成所で、省令で定める特別な事情
がある場合において、この法律の施行後二年
以内に都道府県知事が指定したもの

3 前項第一号に規定する学校又は同号若しくは
同項第三号に規定する准看護養成所は、改正
後の第二十七条の二から第二十八条の二までの
規定の適用については、改正後の第二十二
条第一号に規定する学校又は同条第二号に規定する
准看護養成所とみなす。

第五号 旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六
号)による中等学校を卒業した者又は省令の定
めるところによりこれと同等以上の学力がある
と認められる者は、改正後の第二十一
条第一号から第三号まで又は第二十二
条第一号若しくは第二号の規定の適用については、大学入学資格
者とみなす。

3 旧国民学校令(昭和十六年勅令第四十八号)
による国民学校の高等科を卒業した者又は省令
の定めるところによりこれと同等以上の学力が
あると認められる者は、前条第一項の規定の適
用については、高等学校入学資格者とみなす。

第六号 この附則に特別の規定があるものを除く
ほか、改正前の保健婦助産婦看護婦法の規定に
よつてした指定、指定に関する手続その他の行
為は、改正後の保健婦助産婦看護婦法にこれ
に相当する規定があるときは、同法によつてし
たものとみなす。

三月二十日本委員会に左の案件を付託された。

一、じん肺症患者の援護のため労働者災害補償保
險法等の改正に関する請願(第八七六号)(第
一〇五二号)

一、戦争犯罪裁判関係者に対する見舞金給付に
関する請願(第九二〇号)

一、未組織山林労働者の待遇改善等に関する請
願(第一〇一七号)

一、衛生検査技師法の一部改正に関する請願
(第一〇二〇号)

一、心臓病児者に対する医療対策等に関する請
願(第一〇三五号)(第一〇三六号)

一、日雇健康保険の改悪反対等に関する請願
(第一〇五七号)

第八七六号 昭和四十五年三月十日受理
じん肺症患者の援護のため労働者災害補償保険法等
の改正に関する請願
請願者 北海道岩見沢市利根別町全国じん
肺患者同盟北海道地方本部内 佐
藤鉄五郎

紹介議員 大橋 和孝君
じん肺症患者を援護するため、左記事項の実現を
図りたい。

○労働者災害補償保険法の改正。
1 労災休業補償給付は、給付基礎日額(平均
賃金)の百パーセント支給に改めること。
2 労災長期傷病給付年金は、給付基礎日額の
百パーセント支給に改めること。
3 労災遺族年金は、給付基礎日額の百パーセ
ント支給に改めること。

4 労災休業補償額並びに年金額は、全国労働
者の賃金額の五パーセント上昇ことに支給率
を改定すること。
5 労災補償給付基礎日額(平均賃金)の最低賃
金補償額を千五百円に改めること。また、こ
の金額は、全国労働者の賃金額の五パーセン
ト上昇ことに改定すること。

6 労災補償の各年金から併給される厚生年金

額の五十パーセント引去りをやめること。

7 労災補償受給者が死亡した場合の一時金
を、三千日分支給に改めること。

8 労災補償葬祭料給付は、二十万円支給に改
め、物価料金五パーセント上昇ことにこの金
額を改定すること。

9 じん肺法管理区分四(けい肺結核症)で療
養中の者が、他の内臓障害を併発して死亡し
た場合も、労災遺族補償を給付すること。

10 労災補償旧特別保護法又は、旧臨時措置法
の適用を受けて一時金を受給して年金受給者
の毎年の年金額の四十日分の引去りをやめる
こと。

この者が死亡した時は遺族補償を給付するこ
と。

11 労災補償旧特別保護法以前に一時金を受給
し、労災補償を打ち切られた、じん肺法管理
区分四の者に現行法を適用、補償給付をする
こと。

12 北海道に居住する労災長期傷病給付者に、
石炭手当を支給すること。

13 じん肺法管理区分二、三の者に労災補償障
害給付を支給すること。

14 じん肺法管理区分二、三と決定された時を
労災補償の発病日として、労災給付基礎日額
を決め、その発病日をもととしてスライド率
を適用、労災補償を給付すること。

15 労災補償休業補償額のスライド率の適用算
定方法は、昭和四十四年十月十四日基収三千
九百三十一号通達前の算定方法で支給するこ
と。

16 労災補償の諸給付決定並びに補償額支給ま
での期間を短縮する事務処置をすること。

17 労災補償を受け長期間療養する患者家族住
宅を、労災病院所在地に建設すること。

18 現行労災補償一時金四百日分並びに葬祭料
の算定に用いる給付基礎日額(平均賃金)に、
労基法第七十六条の二を適用し、支給するこ
と。

○じん肺法の改正。

1 じん肺法管理区分四(けい肺結核症)の療
養者は、終身管理区分を要しないこと。
2 事業場を離職した、じん肺法管理区分一か
ら三までの者を無料で定期検診すること。
3 粉じん職場に働いた者、働いている者全員
に、じん肺手帳を交付して常に粉じん職場歴
を明確に証明すること。

○労働福祉事業団に対する要望。

1 労災援護法適用の、じん肺症患者に栄養補
給費、日用品費を毎月支給すること。

2 岩見沢労災病院に入院中の全患者の冬期保
養のため、温室を建設すること。

3 岩見沢労災病院所在地に、長期間(終身)
入院中のじん肺せき損患者家族用のアパート
を建設すること。

第一〇五二号 昭和四十五年三月十二日受理
じん肺症患者の援護のため労働者災害補償保険法等
の改正に関する請願
請願者 栃木県塩谷郡藤原町高徳六三三珪
肺労災病院内全国じん肺患者同盟
内 菊地勝次郎
紹介議員 阿具根 登君
この請願の趣旨は、第八七六号と同じである。

第九二〇号 昭和四十五年三月十一日受理
戦争犯罪裁判関係者に対する見舞金給付に関する
請願
請願者 宮崎県北諸県郡山之口町大字山之
口三、〇二七 稲田安良
紹介議員 平島 敏夫君
この請願の趣旨は、第二二一号と同じである。

第一〇一七号 昭和四十五年三月十一日受理
未組織山林労働者の待遇改善等に関する請願
請願者 茨城県久慈郡大子町大字上野宮
一、七七一 永田一雄外百八名
紹介議員 中村喜四郎君

未組織山林労働者の待遇改善等について、左記事項の実現を図りたい。

一、労働条件の向上により若者が他産業に流出することをなくし、明るい農山村の実現を図ること。

二、山主と業者の登録により国の援助のもとに積立金をして、そのなかから労働者に対して退職金が支払われるような退職金制度を実現すること。

三、被災時における労賃の全額支給と共済掛金制度を設けること。

理由

一、山林労働者は、中小企業のため一業者五、六名しかいないため組合組織もなく従つて賃金は安く老後の保障も退職金制度もない。その賃金も十年前とあまりかわらず現在の物価上昇においてゆけず貧しい生活を続けている。また、組織もなく指導者もない。

二、過重な労働と悪条件のため、若い者は親の職をつがず、このままの状態では、林業労働の後継者がなくなるばかりか、林業経営に大きな支障をきたす。

第一〇二〇号 昭和四十五年三月十一日受理
衛生検査技師法の一部改正に関する請願

請願者 徳島県麻植郡鴨島町国立徳島療養所内 大久保政晴外一名

紹介議員 久次米健太郎君

この請願の趣旨は、第二二三号と同じである。

第一〇三五号 昭和四十五年三月十一日受理
心臓病児者に対する医療対策等に関する請願（七通）

請願者 新潟県西蒲原郡巻町四区 小林チイ外二百八十四名

紹介議員 松井 誠君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一〇三六号 昭和四十五年三月十一日受理
心臓病児者に対する医療対策等に関する請願（九通）

請願者 新潟市小針五五五ノ五 近藤澄江外八十九名

紹介議員 佐藤 隆君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一〇五七号 昭和四十五年三月十二日受理
日雇健康保険の改悪反対等に関する請願（二通）

請願者 香川県高松市扇町二ノ六ノ一〇 上杉美津雄外一名

紹介議員 前川 旦君

日雇健康保険は、日雇労働者にとつてただ一つのよりどころであり、まさに命綱であるから、政府が日雇労働者の生命と健康を真に守るため、日雇健康保険改悪案をただちにとりさげ、左記事項の早急実現を図られたい。

一、日雇健康の廃止、改悪をやめ、国と資本家負担で制度を安定させ内容を改善し、すべての日雇労働者に適用すること。

二、擬制適用を法律で認め、適用範囲を広げること。当面、すでに申請中のものはただちに認可し、全競争、全港湾、全山労、農村労連の労働者にも適用拡大すること。

三、保険料を値上げしないこと。

四、なおるまで医者にみられるようにし、本人・家族とも無料で治療ができるようにすること。

五、傷病手当、出産手当の日額を引き上げ、支給期間を傷病手当は六箇月に、出産手当は産前・産後四十二日間に延長すること。

六、支給要件をゆるめ、手続きを簡素化し、特別療養期間の給付制限を撤廃すること。

七、埋葬料、分べんに要する費用の実費を支給すること。当面、本人二万円、配偶者一万円にすること。

理由

現行日雇健康保険の内容はあまりにも劣悪であり、その給付はほかの労働者の健康保険にくらべ

極端に差別され、しかもきびしい受給資格制限のため、ぼう大な日雇労働者が日雇健康の適用すらうけられないでいる。政府はこれらのもつともかんじんな、日雇労働者の生命にかかわる問題にほんかむりをし、ただ保険料の収入増と擬制適用の打ち切りをねらつた改悪を一方的におしつけようとしている。